

令和8年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年6月5日（金）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	梅田 政次郎
5 番	坂本 正敏	6 番	小山 包昭	7 番	東 英治	8 番	本田 多美子
9 番	上田 龍介	11 番	村上 孝	12 番	植田 勝登	14 番	宮永 義一
15 番	上土井 幸治	16 番	古田 知明	17 番	池田 秀昭	18 番	後藤 雄一
19 番	坂門 聡一						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

10 番 西依 雅孝 13 番 高本 昌揮

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	岡田 正治	推 3	佐藤 浩光	推 4	竹下 祐一
推 6	縄田 伊知郎	推 7	関 幸次郎	推 9	平野 雅久	推10	徳山 幸博
推11	柴尾 寛	推12	森尾 由成	推13	美崎 毅	推14	島村 和久
推15	大家 保	推16	今上 隆	推17	坂口 春義	推18	中村 輝美

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 5 小山 高廣 推 8 荒木 雄二 推19 丸山 和則

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	主任	村上 寛子
主任	境 順一	主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 29 号 農地法第4条の規定による許可申請について
第 30 号 農地法第5条の規定による許可申請について
第 31 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第 15 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第 16 号 農地の形状変更届について
第 17 号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、定刻を過ぎましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち17名の御出席で、西依委員と高本委員から欠席の届出がっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち16名の御出席で、小山委員、荒木委員、丸山委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様こんにちは。本日は農業委員会総会ということで、御出席をいただきましてありがとうございます。

昨日から鹿児島県も含んで梅雨入りしたというようなことがっております。梅雨に入ると、気象状況の異常でどこかで何か豪雨とかがっております。このあいだも高知とか関東の方ですかね、台風の影響などありますけども、多くの雨が降っておりました。思い出せば、去年の8月10日が玉名地方も線状降水帯ができて大きな災害が起きました。今年はそんなことがないようにと祈るばかりです。

それから農作業の方も、うちの地域は今、麦の刈取りが終盤で、もうすぐ雨なので、昨日も雨が降ったんですけど、今日は昼からコンバインが何台もでていました。ちょっとぬれているかもしれないけどもう刈らんと、日曜日にもまた雨という予想がでていますので、皆さん急いでいらっしゃいます。ですので、それから、皆さんのところも今から田植え等々始まりますので、農作業については繁忙期になるかと思います。同時にまた気温も上がってくると思いますので、熱中症とか体調不良にならないように、気をつけて作業をしていただければと思います。

そういうことで、今日は議案に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議案に入ります。本日は、議第28号から31号までの67件の議案審議です。それから第15号から第17号までの22件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号16番の古田知明委員と17番の池田秀昭委員

をお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注意をお願いしたいと思います。また、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

それでは、事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第28号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、滑石の田1,316㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、熊本市中央区と大浜町の申請人で、大浜町の田1,528㎡を労力不足と経営拡張のため贈与するものです。

3番、兵庫県尼崎市と玉名郡和水町の申請人で、下の田297㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4番、下小田と熊本市南区の申請人で、下小田の田1,814㎡を規模縮小と経営拡張のため売買するものです。

5番、三ツ川と下小田の申請人で、三ツ川の田627㎡外1筆、計1,028㎡を借入地取得のため贈与するものです。

6番、熊本市南区と下小田の申請人で、三ツ川の田1,694㎡を借入地取得のため売買するものです。

7番、熊本市西区と天水町の申請人で、石貫の畑1,950㎡外1筆、計3,373㎡を労力不足と経営拡張のため贈与するものです。

以上7件、合計11,050㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、5月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から委員の説明をよろしくお願ひします。また、連続して説明される場合は続けてよろしくお願ひします。

それでは、1番をお願ひいたします。

○推2番（岡田正治君） 2番推進委員、岡田です。

場所は、滑石の共和地区にありまして、共和地区の東側の神社から300m程南になります。相手側の要望と労力不足で、売買は成立いたしております。

何ら問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願ひいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、譲渡人は1回も作付けしておらず、今ずっと譲受人が作付けしておった土地で、現地調査して何の異常もありません。許可相当だと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番から6番まで同じ委員さんですので、続けてよろしくお願ひいたします。

○推7番（関 幸次郎君） 推進委員番号7番の関でございます。3番から6番までを説明させていただきます。

まず3番につきましては、申請農地は梅林の農地になりまして、小田から木葉山を越えて小さな川のそばにあります。その先にある農地という形になります。現在、所有者の方は兵庫県にお住まいでございまして、農地の手入れは厳しいというような状況にありますが、譲受人は譲渡人の親戚ということでございまして、トウガラシ等を作る計画とのことでございます。そういうことから特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、続きまして4番です。

この農地につきましては、もともとこの譲渡人のいとこの人が作っておられましたが、その方が亡くなられてこの譲渡人が耕作されておりました。しかし、今回規模縮小するということでございまして、譲受人の方に渡したいというようなことでございます。この譲受人につきましては、住所は熊本市になっておりますが、現在は御主人と同じく下小田にお住まいでございまして、農業に従事されております。特に頑張っておられまして経営拡張をしたいというようなことでありますので、そのへんに関しましては問題ないのかなと考えております。

それから、5番と6番につきましては、現在のこの農地に関しましては、この譲

渡人からこの譲受人が借り入れての農業をされております。この5番の譲渡人に関しましては95歳ということで、御主人はもう亡くなれておりまして、奥さんが施設に入られているというようなことでございます。

併せまして、この6番に関しましても、この5番の息子さんの奥さんと、息子さんは亡くなられておりまして、奥さんが今現在、譲渡人のところに登録されております。こちらも、熊本から三ツ川まで来ては仕事ができないというようなことで、小作をしております譲受人が今後この農業を引き継ぐということでございます。こちらに関しましては、譲受人の息子さんも農業に従事されておりますので、これに関しましては、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番についてよろしく申し上げます。

○推19番（坂門 聡一君） 7番の案件について御説明申し上げます。

本件は、譲受人から申請地への無償贈与ということになっておりますが、そもそも譲渡人の樹園地を譲受人にあたる方がこれまでずっと耕作されておりました。位置は玉陵地区にあります大学から林道を通りまして4kmほど西の方角に進んだ開墾地の中の一筆でございます。今、述べましたように譲受人がトマトを作っておられたところですので、特に問題はなく、このまま引き続いて作るということでの贈与になっております。

先般、22日に地元農業委員さんと現地確認いたしましたけれども、何ら問題ございません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。3条の申請について、1番から7番まで委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしく申し上げます。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決に移らせていただきます。

議第28号農地法第3条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第28号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第29号農地法第4条の規定による転用許可についてを議題といたします。件数は1件です。

では事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案3ページをお願いいたします。

議第29号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の畑28㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、合計28㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、5月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） すみません、この1番については顛末書がついておりますので、委員の説明の前に顛末書を事務局から読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 顛末書の読み上げが終わりましたので、委員の説明をよろしく願います。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。

先ほど顛末書のとおり、筆界特定、要はこの宅地4件またいでいるんですけど、境界線がわからない状態のままずっとされていたのを、今回筆界特定を行ったときに初めてここに農地があったというところではあるんですよ。それがですね、明治もしくは江戸時代のものも引っ張り出して、そこで境界線をとっていったという経緯があります。なので、この昭和55年に倉庫を建てたときにも宅地だと多分思われていたと思われます。その際、追認許可ではあるんですけど、農地法の違法状態を是正するもので、やむを得ないものと判断されるということで、農地転用許可基準上も2種農地で許可が可能であるということで、違反行為を是正するという申請なので、現地調査した上でも何ら問題ないと思われます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。4条の申請について委員の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問がありましたら願います。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第29号農地法第4条の規定による許可申請1件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第29号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、受付番号の1番、それから4番については顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしくをお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

議第30号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の畑117㎡外2筆、計192㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が大倉の畑1,114㎡で、転用目的は展示場及び駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が天水町部田見の田424㎡外1筆、計595㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が天水町部田見の畑149㎡で、転用目的は、住宅地・駐車場等です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上4件、合計2,050㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、5月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号の1番については顛末書が付いておりますので、事務局の担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 以上で顛末書の読み上げが終わりましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。

こちらの案件も4条の案件と同じで、この筆界特定の中の1件にあたります。今回も昭和40年以前に建設されていたところを、筆界特定の段階で農地ということがわかったということで、今回も農地法の違法状態を是正するものであってやむを得ないものと判断されるということです。

現地調査した結果、何ら問題ありません。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番についてよろしくお願いします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。2番の案件について説明いたします。

申請地は、県道347号線、寺田岱明線沿いにあり、郵便局から西に約50mほどの場所にあります。転用事業者は、大倉にあります自動車販売会社です。転用目的として、展示場・駐車場になっております。申請人は自動車の販売・レンタル・修理等の業務を行っています。保有、保管する車両は約250台ずつありますが、業務の拡大に伴って車両置き場に不足している状態、また、車両置き場に借りている土地の借地料の負担が大きいということで、自社駐車場用地の確保として、本申請地の許可申請を行ったものです。

事業計画として、事業計画面積は1,114㎡、内訳、展示車両270㎡、自社車両、レンタル128㎡、進入路716㎡、アスファルト敷きです。排水計画は、雨水は中央に側溝を設け県道側溝に流す。生活雑排水、汚水は発生しない。また、申請地周辺に農地が存在しないため、農地への被害発生は想定されませんが、万が一発生した場合には、申請人の責任をもって対応するということでした。

現地調査した結果、何ら問題なく、許可相当と判断しました。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をよろしくお願いいたします。

○17番（池田秀昭君） 3番を説明いたします。農業委員17番、池田です。

場所は、501号線の天水部田見の飲食販売店舗から北へ400mの近くにある土地です。転用目的は住宅です。借受人は子どもがいて、子どもが大きくなったために近所に家を建てたいと思って購入したそうです。

これは売買です。住宅は平屋建ての105.99㎡です。飲み水は井戸水です。排水は、生活雑排水、汚水は地下浸透に設置するそうです。農業に対しては、もし

万一被害が発生した場合は、借受人が全責任を持つそうです。

何も問題ありません。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それから、次の４番には顛末書が付いておりますので、事務局の担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — ４番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ４番の顛末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

○１７番（池田秀昭君） 農業委員１７番、池田です。４番の説明をいたします。

場所は５０１号線沿いの旧消防署の分署から東へ３００ｍのところにある土地です。借受人と借渡人は兄弟で借受人の親が、平成５年に家を建てたときにこの１４９㎡を贈与するそうです。

何も問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

５条の申請について委員の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第３０号農地法第５規定による許可申請４件、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第３０号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第３１号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は５５件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案６ページをお願いいたします。

議第３１号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和８年６月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

７ページから１４ページの各筆明細のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が３件、３，９０７㎡、賃貸借権が４７件、１４０，９８７㎡、

使用貸借権が5件、11,978㎡、合計55件、156,872㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんからこの件について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第31号農用地利用集積等促進計画の意見決定55件について、原案のとおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第31号については、原案どおり決定いたしました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。報告議第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第16号農地の転用変更届について、報告第17号許可不要転用届についての22件を事務局より併せて御説明いたします。

○事務局長（西山美和君） 15ページをお願いいたします。

報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回15ページから17ページまで20件、合計72,597㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

報告第16号農地の形状変更届について。下記の農地の形状変更届がありましたので報告します。令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、合計1,207㎡の届出を受理しております。

19ページをお願いいたします。

報告第17号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和8年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、計115㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。件数を21件と言いましたけ

ど22件でした。すみません。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもって、令和8年第6回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年6月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

古田 知明

農 業 委 員

池田 秀昭